

会 議 録

会議の名称	市民参加推進会議（第6回）
事務局	企画財政部企画課企画調整係
開催日時	平成18年1月27日（金） 午後6時35分～8時30分
開催場所	小金井市役所第一会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ <input type="radio"/> 一部不可 ・ <input type="radio"/> 不可
傍聴者数	7人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	1 開 会 2 市民参加条例運用状況等について （仮称）小金井市まちづくり条例（案）について 市民参加条例第20条の規定に基づく推進会議について その他 3 次回推進会議の日程について
会議結果	別紙のとおり
発言内容・ 発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	資料の提出について（依頼） 資料の提出について（回答） 市民参加条例第20条第1項の規定に基づく提言に対する意見について
その他	

第6回小金井市市民参加推進会議

日 時 平成18年1月27日(金)午後6時35分～午後8時30分

場 所 第一会議室(本庁舎)

出席委員 11人

委員長 室井敬司 委員

副委員長 水谷多加子 委員

井村穰 委員 木村雄喜 委員

土井利彦 委員 野瀬ふみ子 委員

大賀英二 委員 森田真希 委員

尹龍澤 委員 吉岡伸一 委員

松永明 委員

欠席委員 増田章夫 委員

事務局職員

企画課長 伊藤茂男

企画課主査 三浦真

企画課企画調整係主事 高橋弘樹

傍聴者 7人

(午後6時35分開会)

室井委員長 それでは皆さんこんばんは。今、ちょっと雑談をしておりましたけども、増田委員と野瀬委員が来る予定になっているんですけども、ちょっと遅れているようなんですけども、時間の関係がありますので始めさせていただきます。

尹委員は、前回から多少遅れるということでした。そして、大賀委員からは連絡がございまして、今日非常に遅れる可能性があるということでございます。早ければ7時ごろ、遅い場合は8時半ごろということでございますので、文書を用意されて事務局の方に提出されております。それで、この文書ですが、原則としてこの会議では、出席をしなければ発言はできないということになっているようなんでありますけれども、せっかく文書を作成されましたので、皆さんのお手元にもう配付済みかと……。

企画課長 まだです。

室井委員長 まだですか。これからじゃあ配付いたしますので、適宜参考にさせていただいて、もしお見えになれば、説明をしていただくということにしたいと思います。

今後とも、こういうふうな対応をするかどうかは別でございますが、今回はそのようにさせていただきたいと思います。

では、議題の方に入っていきたいと思います。前回の推進会議で、参考人として市側から大矢都市建設部長、それから、策定委員会有志の6人のうち小谷さんにご出席をいただき、小金

井市まちづくり条例の策定過程における参考人としての説明、意見をお聞きしました。

前回、審議が途中のままになっております。それで、今日は、これから前回に引き続き、今回の市長の小金井市まちづくり条例の議会提出に至る過程における対応等につきまして、本推進会議の役割であります市民参加条例の適正な運用状況を審議するということの範囲の中で審議を行うことといたします。

既に資料が送付されているかと思いますが、小金井市まちづくり条例答申（条例案）と市長（案）の差異及び変更理由というものと、前回ご要望がございましたパブリックコメントの検討結果、これはホームページに掲載されたものであるかと思いますが、と、パブリックコメントに付した条例案と市長案の比較表、これが配付されております。

実はもう一件、大賀委員の方から市長のまちづくり条例制定過程の会議録についての資料の提出要求がありました。しかしながら、これにつきましては、今日お配りされているかと思いますがけれども、このような資料が存在しないということでございます。お手元にあります3枚目でしょうか。3枚目のところかと思いますがけれども、市長名で来ておまして、議案に至る調整については、関係課の起案書、合議による決裁方式等を用いた意思決定、決裁処理を行ったため会議を開催しておらず、会議録が存在しないことによるということでございます、ないということなので、この資料はございません。

ということでございますが、今日行わなければいけないことは、前回から申しておりますけれども、3つございます。それは、条例第13条第1項の「附属機関等から提出のあった答申等を尊重しなければならない」という規定に対する対応がどうであったかということであり、2番目に、同第13条第2項の「答申案等が市政にいかされない場合は、その理由を遅滞なく公表しなければならない」という規定に対する対応がどうであったかということであり、第3番目に、条例第15条第5項の「市は、市民の提言制度の実施結果及びその扱いについて、速やかに公表しなければならない」という規定に対する対応がどうであったかということでございます。

では早速ですが、第1の点につきましては、前回2つの意見が出ておりました。大賀委員の方からは、尊重していないのではないかとということでありましたし、吉岡委員の方では、諮問機関であって、それなりの尊重はなされているという意見が最後の方にあったかと思っております。しかしながら、皆様の意見をまだ全部伺っているわけではございません。ということで、この点について審議に入りたいと思っております。

では、土井委員、どうぞ。

土井委員 たまたま今日、これは大賀さんのやつですか、にも書いてございますけれども、一般的に尊重するという言葉は、決して語句を全く変更し、削除してしまうというようなことは尊重するという言葉には当たらないはずでございます。

吉岡委員にいろいろ私伺いたいんですけども、この委員会は、私たちはあくまで市民参加推進会議であって、市民参加阻害会議ではないはずでございます。ということはどういうことが

と申し上げますと、市民に対して、市民がいかに市政にフランクに参加できるかということを進めていく会議のはずでございます。ということは、ある意味で市民の意見あるいはその策定委員会の意見を尊重するということは、大筋その中の内容そのものを認めることであって、それを変えてしまうということは、これは尊重ではなくて、まさに意見のすりかえ、否定としか考えられないということです。一般的にこれ、ほかのところ、もしも一般社会の中で、「あなたの言ったことを尊重しますよ」と言ってこれだけ変わったものをぼんと出したら、それを言われた方はどういうふうを感じるかということをお考えになってくださいませ。

以上です。

室井委員長 ほかにご意見ございますでしょうか。

ないですか。ございませんか。はい、どうぞ。

木村委員 私も基本的に改めて送っていただいた資料等を読ませていただいたんですが、かなり大きく、やっぱり変わっているということは非常に印象に残るわけですし、幾ら3月末に審議会が解散していたということであっても、パブリックコメントにかける段階、それからそれを集約して上程案をつくるという過程の中で、その後一切きちんとした論議がされないままあそこまで変わった内容で事が進められたということについては、やっぱり条例第13条第1項に大きくやっぱり外れているというふうを考えざるを得ないのじゃないかなというふうを考えます。

室井委員長 木村委員の意見でしたが、ほかにどなたかございませんか。

森田委員、どうぞ。

森田委員 前回のこの会議の後に、私なりにこのまちづくり条例について参加されていた方とか、ちょっといろんな意見を伺ってみたんですけども、中には行政の方にも意見を聞いたところ、やはり決まっていく、決められていくその過程、プロセスの中にもいろいろな問題があったという話を耳にしまして、やっぱりある人は市民が、やはりどうしても行政の方は、市民の皆さんに参加させてあげるよという、そのスタンスがいつも気にかかるというふうな意見もあったですね。

今、どこの自治体でも広く市民に意見を聞きましょうと、そういうことが推進されていますけども、どうしてもまだ行政の方に限らず、市民ももちろんそういう方もいるかと思うんですけども、何かそういうふうになってるから聞かなきゃいけないんだと。じゃあ何でそういう広く意見を聞かなきゃいけないんだとか、どうしてそういうふうに協働ということが大事なのかなというところの、もっと別のところのやりとりを今後丁寧に積み重ねていくべきだなということをいろんな方の意見を伺いながら思いました。

室井委員長 ほかにいかがでしょうか。

井村委員、どうぞ。

井村委員 この条例第13条第1項のところで言うと、答申の案の内容の部分と、あとその答申に至るまでのプロセスの両方をそれぞれ尊重しているかどうかと見たときに、内容につい

てはもう先ほど皆さんおっしゃっているように明らかな相違があるなという気もしますし、それよりもむしろそのプロセスに至るところの過程が、小谷さんの最初の見解書の趣旨にもありましたように修正の説明は全くなかったと、その辺のところなんかはもう明らかに尊重、特にこの委員会自体を尊重していなかったんじゃないかなということの思うと、13条第1項には明らかに反しているんじゃないかなというふうな気もします。

室井委員長 今の点ですが、プロセスの点は、どちらかと言うと2項の方になりますかね。2項の方に。

井村委員 2項。

室井委員長 つまり、小谷さん、説明がなかったということを経由とされて、プロセスにも問題があったということを経由委員の方は主張されましたけれども、1項の尊重しなければならなかったという中でプロセスの方も問題にしようというご意見ですか。

井村委員 まあ、そう言われてみればそういう気もしますけども、確かに1項のところ、これ実は質問しようと思ったんですけど、この尊重というのは内容だけをいうのか、その委員、委員会自体をいうのかということが非常にちょっと迷ったんですけども、ただ、ここで尊重というからには、答申等と書いてありますけども、それも含めてじゃないかなというふうには私は解釈して今言ったんですけども。

室井委員長 なるほど。その点どうかは、まあ立法趣旨は多分「答申等」ですから結果だけを指していると考えられますけれども、含意はあるかもわかりませんね、そういう。「等」というのは、通常はほとんどその前の言葉と同じようなものを指すということが多いので、そういうふうには思われますが、いずれにせよそれは2項でも問題になるところではあります。

ほかにございますでしょうか。

どうしたらいいかと思えますけども、尊重という言葉は確かにある意味では非常にあいまいな言葉でもありますね。いろいろ考え方はあるかと思うんですけども、両極端ははっきりしていますよね。全く答申どおりの案を策定する。これは完全に尊重しているということになりますし、一方で全く内容、答申案を無視して完全に違ったものをつくるということがあるかと思うんですが、本件の場合には両方ではない、どちらでもないという感じがしますね。

尊重と言うときに、その後はどういう流れになるかという、私の少ない経験で言いますと、答申案の部分的な字句の修正、これはよくあることで、そういう範囲であれば、相当尊重されているという可能性がありますが、本件の場合には、対案をつくっているということがありますね。しかし、その内容はもちろん答申案をそれなりに考慮しているということがあります。

そのように考えると、私としては4ランクに分ければ下から2番目くらいかなと思ったりもしたんですけども、しかし、諮問機関でございまして、尊重というのは規則、拘束されるということではないのは明らかですから、違法ということではないんですけども、この条例上は尊重したか、しなかったかという結論を出さなくちゃいけないということになりますと、やはり多くの意見のように尊重していない部分があるという意味では、尊重してないということに

なるうかなと私としては思うんですけど。委員長というのはこういうとき余り発言しない方がいいのかもしれないんですが。少なくともこの条例上はそんな印象を受けますが、ほかにまだ発言されてない方もいらっしゃいます。どうぞ、水谷委員。

水谷委員 私は、この13条の1項目の尊重しなければならないということに関しては十分ではなかったというふうに感じています。もちろん反映されている部分もたくさんありますけれども、かなりの修正が加えられているというところでは、一般市民の感覚からいくと、十分に尊重されたとは感じられないと。

それと2項の方ですね……。

室井委員長 2項はまだ後にしましょう。

水谷委員 後ですか。はい、わかりました。

室井委員長 1項の方はそれでいいですか。

水谷委員 はい。

室井委員長 ほかによろしいでしょうか。

じゃあ吉岡委員、どうぞ。

吉岡委員 前回もお話をさせていただきましたけど、特に諮問と答申は常にこの委員会の大きなテーマになってくると思いますけど、答申を受ける市長、市政執行者としての市長の裁量をどこまで認めるかということなんですね。当然、市長案として条例をつくるために策定委員会にいろいろ審議のお願いをして、そこで一定成案をいただいて、それを今度は市長案として出すわけですけど、市長の政治的な考えと相違がある部分とか、それから法的な問題、それから時期的な問題とか、市長が総合的に判断をして市長案として出すためには、市長の政策意思とある部分では一致をしなくちゃいけないと思いますけど、そういう場合、その市長の裁量がどこまで認められるのか。すべてこのような答申を受けた場合は、市長の考えは置いておいて、すべてその答申の内容に沿った形でそれを市長案として出さなければいけないのかどうかということがあろうかと思うんですね。今回の場合はまさにそれでありまして、やはり時期的な問題、法的な問題とか、将来は1つの対応をするという市長の用意があったにしても、今回の条例提案の中ではそれを市長案としてお示しをすることができなかったということでございますので、すべてその答申どおりならないという意見には、私は賛成しかねるということです。

室井委員長 今の点、議論あるかと思うんですが、ちょっと野瀬委員が手挙がってましたね。

野瀬委員 私の意見としては、やはり前回、条例策定委員会の委員だった方からのお話、それからもう一方のお話をお聞きしまして、そうですね、今、吉岡委員の方からの意見がありましたけれども、策定委員会の方は、市の案にもすり寄った形で協議という形で考えていたり、その会議の流れの中で、互いに話し合うという姿勢があったように感じられるんですけども、やはりそれに対して実際に市案が出たとき、それに対する説明がやはりちゃんとした形でなされてませんし、また、パブリックコメントかけるかかけないか、また後でパブリックコメントをかけていますけれども、そのかけ方にもやはり何と言いますか、委員会で話されてきたこと

を尊重したとは感じられませんでした。

そうですね。今、吉岡委員の方から市長の裁量ということがありましたけれども、市長の裁量はあると思うんですけれども、それを説明するということがなされたかどうかについて、とても疑問を感じています。

室井委員長 吉岡委員が言われたことは、その意味では市長は答申に必ず拘束されるわけではないというのはそのとおりでありまして、条例の第13条第2項があるということは、そのことを前提としているとも読めるわけでありまして、尊重はしなければならないですけども、市長の政策意思決定権というのがありますから、それは当然だと思えますが、ここで今やる作業は、当面1項で尊重があったかなかったかということになるかと思うんです。なければ2項の検討に行くということになるかと思えますので、その意味では、皆さんの大方の意見、吉岡委員も尊重は完全にあったというふうにはおっしゃってないようなので、皆さんの意見がほぼ1つの形、すなわち尊重してはいない部分があるという、あるいは水谷委員は十分ではなかったということですが、いずれにせよ、そのような認識に到達したものと思われませんが、そのような認識でいいかというのが1つと、今後、この尊重がきっとまたもめていく可能性があります。なので、今後の課題にもなるかもしれませんが、尊重の種類をつくっておいた方がいいかもわかりませんね。そうすれば、市長の方もこれはどれぐらいの尊重に当たるとこの会議では評価されたかわかるわけですから、それは先の課題ということになるかと思えますが、いずれにせよ今日は、十分には尊重していなかったというか、尊重してない部分があるということについての結論はこれでよろしいですか。

(異議なし)

室井委員長 では、そのようなことで、問題は2項の方に移るかと思えます。

ちょっと待ってください。これは理由の1項でやるんですか。2項に含めた方がいいですよ。

2項の方で、ちょっとまた条文を見ますと、第13条第2項は「答申案等が市政にいかされない場合は、その理由を遅滞なく公表しなければならない」ということですが、ここにはですから、2つのことがあると思えます。それは、その理由が十分であるかということと、文字どおり遅滞なく公表されたかどうかという点で、先ほど井村委員が言われたことにもかかわるかと思えますが、そこでまず第1に、理由が十分であったかどうかということを確認したいと思います。

この点、理由といたしましては、前々回から配られていたかと思えますが、前回ですか、答申案と市長案の差異及び変更理由というものがあつたかと思えますが、これなどを参考にして、理由としては十分であったかどうかについて審議をお願いしたいと思います。

どうぞ、土井委員。

土井委員 まず理由という前に、実は私、大賀委員が提出を要請した途中の経過のものが出てくるかと期待しておりました。と申しますのは、まずこの理由を書くに至ったその決裁者、

どういふふうな過程で決裁をされてきたのか。これは当然市民参加ということに關しまして、市民に明快に説明していくためには、ある意味で記録したものを途中で開示するという形のものが必要だと思います。ここにありますように、最終的にでき上がったものを、ここはこう違うという書き方をするだけでありましたら、どこの箇所でも、部署でも書いてしまう。そこに至った経過、だれが、どのような形で、どういふふうな経過をたどってその理由がつくられて、こういふふうに至ったのかというプロセスそのものも、実はその部分を公表するということがないと、非常に結果論のこの部分だけで議論していこうというのはちょっと難しいかと思えます。

室井委員長 今の土井委員の意見は、理由が十分であったかどうかを審議するために資料が少ない、欠いているという指摘であります。今のところ、本会議としては資料の提出を要求したんですけれども、先ほど申し上げたとおりないということでございまして、それでないものをどうするかということもありますが、それはやむを得ないということかと思うんですが……。

土井委員 すみません、実は市民参加とか情報公開の立場から考えれば、そのプロセスを記録したものがいないということ自体がやはり異常なことではないかと私は考えます。

本来、行政の場合、決裁に至るまでのそのプロセスというのは普通は文書に残すはずでございます。そういうものがいないということは、市民がそのプロセスを知りたいという形で情報公開をしても出てこない。あるいは、市民参加のためにいろいろなそのプロセスを知りたいと思ってもわからないという形になってしまいますので、その部分を整えてなかったということ自体が実はまず異常ではないかというふうに考えます。

室井委員長 じゃあ、議論がいろいろ出ておりますが、土井委員の方から今ありましたように、判断をする資料不足の点につきまして、先ほど紹介した市長からの連絡によりますと、「会議を開催しておらず、会議録が存在しない」ということでございしましたが、こういう場合に、どのような意思決定がどのような形でなされたかというプロセスを知りたいというご意見であります。本会議としましては、それも住民参加の一環というふうに考えますと、今後はそういう過程を明らかにするような資料をつくってほしいというような、そういうような提言になるのかもわかりませんが、そのような意見でよろしいですか。

はい、どうぞ。松永委員ですね。

松永委員 すみません、前回欠席して、今日の会議の経過がなかなかわからない中で発言して申しわけないんですが、今、言われた、土井さんの言われたこの市長の回答に対する提出ができない理由、そのことですね。ご質問は。というか、ご意見は。

土井委員 提出ができない理由というよりも、そのプロセスを記録した文書があるかどうかということなんです。

松永委員 わかりました。これ、少なくともこの文書を見る限り、関係課の起案書、合議による決裁方式等を用いた意思決定、決裁処理を行ったということがありますね。ですから、こ

の現場を見てないんですが、少なくともこの文書で判断する限りでは、少なくとも各課が事案を決定する間にいわゆる事案決定様式があるんですね。その……。

土井委員 ですから、その事案決定をするための、プロセスについて、メモでも何でも普通は公文書という形で情報公開条例の中では出すことになっているじゃないですか。

松永委員 だから、そのことの説明をしようと思うんですが、よろしいですか。

室井委員長 はい、どうぞ。

松永委員 ということで、決裁方式を用いた意思決定、決裁処理を行ったとありますね。ですから、少なくとも起案書、合議によることは残っているはずですよ。この文書で見る限り。この合議自体は。その文書はね。ところが、今言われたメモというのは、少なくとも情報公開条例では公文書ではありません。メモについてはね。ですから、少なくともこの正式な市としての公文書とはどういうものかという位置づけの中では起案書、合議による決裁方式等を用いた中でこの文書はあると、そういうことです。

土井委員 ちょっと違います。私の言いたいのは、そのプロセス自体を記録に残さないということ自体がおかしいではないかということなんです。

基本的に申し上げますと、例えば市民参加条例とかそういうものができたというのは、ある意味で市長の選挙は4年に1回、当然のことながら、市民の民主的なものをいろいろ担保しようと思ったときには、そのプロセスの中でいろんな形で市民の意見が入ってくる、あるいは市民にいろいろ情報を開示するということが前提になっているはずでございます。それで、その部分の細かいプロセス自体を公文書としておつくりにならないということであるならば、例えば、今回ライブドアが非常に問題になっておりますけども、あれだって情報開示という形で細かいプロセスを開示しろということなんです。それがないままやるということになりますと、それでは何のための市民参加か、あるいは情報公開条例がわからなくなってしまうということを私が言いたいところなんです。

室井委員長 どうぞ、松永委員。

松永委員 その意味、わかります。そこでもう一度繰り返して申しわけないんですが、関係課の起案書、合議によるこの過程は残っているんですよ。このプロセスは。ですから、その意思決定、決裁処理を行った……。

土井委員 ちょっとお待ちください。

松永委員 ちょっと発言中です。ということは残っているんですね。ただし、その後の会議を開催しておらず会議録は存在しないことと。ですから、こういう過程のひとまず起案書方式による決裁過程、事案決定方式をとったんですが、このための会議は開催してない。そのための会議録が残ってない。そういう意味だと思います。

土井委員 この間の大賀委員の要請ですと、そういうプロセスを含めて決裁書その他があれば出してほしいという要請だったはずでございます。それに対してこういう回答をなさったわけですけども、そのプロセス自体を全体として把握したいということで要請したはずですよ。

室井委員長 どうぞ、松永委員。

松永委員 ですから、そこは前回欠席して大変申しわけなかったんですが、少なくともこの市長の文書の中で判断をする限り、関係課の起案書、合議による決裁方式をとったと。だからそのことの、それをプロセスというんだったらそれだけは残ってますよということだと思いません。ちょっと発言中ですので。ということです。

ただ、そのために今言った本来だとその1つの過程の中で、その各関係課が集まって会議を開催してそれをやるべきだと、そういうものはここでは開かなかった、それは事実ですよ、これ。だから、それをプロセス、どこの部分をプロセスと呼ぶかというのはあるんですが、その過程をね。少なくともこれは、担当課としては少なくともこれは決裁書方式をもってやったということで会議は開催しなかった、そういう意味だと思います。

以上です。

室井委員長 森田委員、どうぞ。

森田委員 じゃあ、あるわけですよ。でも見せられないということでしょうか。それ。あるけれど提出はできないという意味。

室井委員長 それは松永委員はわかるかわからないか、答えられるかどうかわかりませんね。

松永委員 担当じゃないので。

森田委員 ああ。でも、そうすると今後も、例えばちょっと変更がありましたよと。でも、きちんとそういう処理は行っていますから信じてくださいよということになっちゃうということなんでしょうか。

室井委員長 それはここでは、それを含めてそれでいいという立場もあるでしょうし、そうじゃなくて、もっと要求しろという立場もあるでしょうし、今まで、でもまだ始まったばかりですから、この市民参加というのはね。この今回の件については、とりあえずその結果はなぜ違ったかという理由はこれにつけたというのが市長側の説明だったと思うんですが、それで今松永委員が言われたように、起案書段階では一定のものはあるかもしれない。あるであろうということですが、それはメモ書きだという可能性もあるという指摘、ご主張ですけれども、それを出さか出さないかということについては、ここではよくわかりませんが。

どうぞ、松永委員。

松永委員 今言われたことなんですが、先ほど言ったようにこの会議を開催しておらずと。ですから、これが今言われたようなプロセスだというふうに判断すれば、そういう意味では本来だと、本来この関係で言えば、今言った関係課の会議できちんと会議するというのは本来的には会議も本当は必要ではないかなと、それは思いますよ。それは事実としてね。ただ、たまたま担当課、事案は知らないですけど、少なくともこの事案決定方式の中で起案書、合議による決裁方式をとってしまったという、そういうことは言えますね。実態として。ただ、本来的に各課が本当にきちんとこれやるんだたら関係課が集まってきちんと会議開くと、本当はそういう会議が何回か本当はあるべきだと思いますが、実態として開かなかったところが事実で

しょうと、そういう意味です。

室井委員長 では、この点につきましては、結論として、理由を検討するためにプロセスの開示を求める、あるいは会議を開くことまで要求しますか。

どうぞ、土井委員。

土井委員 会議を開くというそのプロセスそのもの、例えば答申案をもらったならば、既にこういうふうな形で、部課署だけの決裁だけでどんどんどんどん変えられるということになりますと、これは市民参加条例、情報公開条例という形のもは、結局実際に働かなくなってしまふ可能性があるということで、その部分で私はこのやり方そのものがおかしいのではないかと。そういうことを経過した形で条例案がつくられてしまうと、これから以降の条例案というこんなのもその方式で構わないという形になってしまう。そこが私非常に心配でありまして、その部分はちょっとまずいんじゃないかなという気がしています。

室井委員長 一般論としては、その今の土井委員の主張を要求することは正しいとは思いますが、なので、先ほどの井村委員もそういう感じだと思えますけれども、そういう形で提言をいたしますか、じゃあ。いいですか。

どうぞ、野瀬委員。

野瀬委員 すみません、最後の条例の詰めのところ、ここの部分というのは条例を実際決めるところじゃないですか。詰めのところといいますか、それを会議なしでやれる、やれたんですか。とても不思議だと思うんですけども。

室井委員長 それは私は何とも言えませんが、この限りはやっちゃったということなんですかね。

はい、どうぞ、松永委員。

松永委員 一般的に条例を担当している、法制を担当して、長年担当していますが、その実態ということをおっしゃりたいんですが、一般的にこの条例は別として、1つの条例をつくる場合、当然法制の担当の総務課文書係、法務担当ですから、当然法的な見解、また過去の例を含めてそこで検討するわけです。そのやり方どうするかというと、担当課がまず案文つくりますね。それをもって総務課文書係に行って、法務担当で過去の法律とか、用語の使い方から含めて、はっきりいえば点をどこに打つか、点の位置から含めて全部チェックするんですね。ところがそのとおりに直らないと、そう変えては困るという意見もありますから、当然担当課と、いわゆる玄関でやりとりするわけです。何回も何回も。それは一々会議なんか開いていません。年間、そうですね、年間300件以上のいわゆる条例、要綱をすべてチェックするんですね。その職員が4人いて、年間300件を超す条例を毎日チェックしているんです。そうすると、一々会議なんか開いていませんので、たえずその担当者といわゆる打ち合わせするわけです。事務打ち合わせ。その方がより効率的ですから。それでこういうやりとりするわけですね。そのために、いわゆるここで言う会議なんか開いてないんです。

ただ、その結果、どういうふうに変ったか等含めて、その起案の中でこういうことでこう

いうふうになったという、それは起案書に残しておくんです。それは市長決裁で永年保存として。ただ、そのために一々会議開いて打ち合わせということではなくて、その都度有効的に、効果的に担当者と担当現課と打ち合わせている。そういう経過を経てやっているということは事実です。それだけはお伝えしておきます。

以上です。

森田委員 でき上がったものを最終的に会議で検討するというのもないんですか。

室井委員長 はい、どうぞ、松永委員。

松永委員 会議で、ですからそういう会議ということは設けていなくて、あくまでも法制担当とその該当の課ということで協議をして、お互い行ったり来たりしてやって、最終的に1つの案として成案をつくと、そういう形です。したがって、そのための1つ、先ほど言いましたように年間300件以上の案件を審査するわけですね。条例、要綱等を。ですから、今とてもそんないわゆる時間的な余裕も含めてとてもそんなのやっつけられませんので、少なくともお互いに、担当課はその実態を知っているわけですね。その議論の実態を。こちら法制を担当し、まちづくりの議論を知らない、向こうは法制を知らない。そのお互いのかかけ合いの中で1つのものをつくと。それは成果として起案書として1つの条例が残ると、文書が残ると、そういう過程になります。

室井委員長 木村委員、どうぞ。

木村委員 松永委員のお話を聞いていますと、何を説明しようとしてるかよくわからないところもあるんですが、前回の参考人の方のお話の中では、庁内検討委員会というもので設置をして、しかもそれはこの条例策定委員会とその立場というか、その存在は並列だというふうにおっしゃっておられたんですが、そういうことまでやって、最後の案をつくり上げるときには、そういう会議を開かないというのといふのはいかにもおかしいと思いますよ、私は。

ついでに言わせてもらえば、その庁内検討委員会そのものが審議会と並列に存在していたということ自体が、審議会は地方自治法に基づいて設置されていますよね。それと同じレベルで庁内検討委員会というのがあるというのは、いかにもまたこれも不思議な話で、そういうそもそものプロセスの問題で言えば、そういうことからしているんなことが少し不透明なことが多いというふうに私は感じます。ですから、最後にそういう会議を開かないということについても、何を説明しているのか私には全くわからないという。

室井委員長 はい、どうぞ、松永委員。

松永委員 すみません。今、庁内検討委員会、委員さんのおっしゃるとおりです。ですから、私が説明したのは少なくとも条例をつくる時のプロセス、プロセスというのを挙げたのはその部分を説明したので、庁内検討委員会がきちんとやってこの条例をつくと、そういうことだったらそれはそのとおりだと、そういうふうに思います。言われているとおりです。

室井委員長 森田委員はいいですか。

森田委員 とても単純な話で考えれば、例えば私が原稿依頼を受けて、それについての原稿

を書きました。それが点ですとか、いろんな直すのはその編集者に任せますよね。それは直して戻ってくると。でも、それはそのプロですから、それは別にそのことがだめだとかいいとかではなくて、もしも、こういったところを直しましたよとか、こういうところをつけ加えましたよというところが何もないうちにそれが本に載ったりしたときには、私はやっぱりああ自分が書いたものを尊重されていないし、それについても理由の説明も受けていないなというふうに感じるから、例えば抗議をしますね。

それよりももっと、とても重要なことだと思うんですね。やはりそこを年間何百あるから、大変だからそれができないんだよというふうな理由ではなくて、今後も、そうじゃなくてもっとそこを丁寧にしようというところで市民が参加していくという各いろんな条例があるわけですよ。だから、ちょっとやっぱり私は今伺ったお話から判断しますと、尊重もされていないし、その理由についてもきちんとした説明を、ああ、じゃあ受けてなかったんだと判断せざるを得ないなと感じました。

室井委員長 ちょっと時間の関係もありますが、どうしてもということであればどうぞ。

松永委員 先ほど言われた検討委員会のことはそのとおりだと思います。ただ、今言われているのは条例と、例えば文書を出して、仮に校正を渡すとまたチェック受けると。プロのチェック受けると。それは市もやっているんですよ。ただ、それはあくまでもそのやりとりの中でそれを全部残しているということにならないんですね。毎日のように変わりますから。それはおわかりですよ。ただ、口頭でここはこう直したとか、最終的にどこをチェックした、そういうのは残りますよ。残してるとは思いますけど、ただ最終的に成案として出てきた段階ではそれが、変わったの残りますけど、その間、メモでやりとりしますから、その分は別でしょうと、そういう意味ですから。

室井委員長 それはそれとして、ここではその市民参加による条例案の策定の問題について議論しているわけでありまして、このような場合、答申案を変更する場合は、正規のプロセスを経て記録を残しておくことという形でまとめておきたいと思いますがいかがでしょうか。いいですか。

(異議なし)

室井委員長 どうもありがとうございます。

では、今プロセスの話は一応区切りをつけたということで、2番目に理由が十分であったかどうかという点でありますね。もちろん先ほどと関連いたしますが、今のところ示されている理由は、先ほど申し上げました、この3つの欄があるものでありますよね。答申、条例案、市長案、変更理由、これですね。このような形式で理由が述べられているわけですが、この理由についてはいかがでしょうか。

これはそれなりに評価されると思います。

どうぞ、土井委員。

土井委員 残念ながら評価ほとんどできておりません。例えば、ちょっとこちらの方3ペー

ジ見てください。例えば、その中にまちづくり推進会議というのがあります。そこで削ってあるのに、「当分の間、まちづくり推進会議で想定される機能については、市の担当部署を中心に担っていくため削除した」。誰が、どのような形で、具体的にどういう担保をして担っていくかということは何も書かないで、自分たちがやるからこの部分は削っちゃったんだよというだけの話じゃないですか。こういう書き方をされたら、これは理由とはとても考えられません。理由というのは、どのような対応をして、どのような形で担うからこの部分については大体効果をこういうふうに持ちますよということが説明されなければ、これは到底説明とは言えないと思います。一時が万事でありまして、1つ取り上げててもこういう形で、ほかのところにもかなりそのような形のものが見られると思います。

室井委員長 今のは3ページですか、3ページのどこ……。ちょっと私のと資料がじゃあ違う。

土井委員 まちづくり推進会議という……。

室井委員長 3ページにはない。何ページですか。

土井委員 ごめんなさい5ページ。

室井委員長 5ページですか。

土井委員 ああ5ページですか。5ページにまちづくり推進会議というのがございますね。そこの一番右側に。

室井委員長 一番下のところですね。

土井委員 はい。例えば「当分の間」というふうに書いてございますけれども、これで本当に担保されるのかいな、そういうことは一切書かないで、やるからやるんだというだけの話ですから、これはやはり理由にはとてもならないと思います。

室井委員長 はい、わかりました。つまり十分ではないということですね。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

ここも、踏み込むと大変で、どこまでの理由を要求するかというのは、一般論、抽象論ではなかなか言いづらいでしょうけれども、この会議としては、「なるべく」とかそういう修飾語ならいつでもつけられるんですけれども、どこまで理由を明確にしるというのはなかなか言いづらいんですが、何か意見ございますか。

木村委員 正直言って、全部読んでみても、かなり専門的な知識が必要とされるものがあるから、そういう意味で、どこまで中身についてここで言えるかということはなかなか難しいというのがあると思うんですよ。ただ、私は「その理由を遅滞なく公表しなければならない」という、むしろその「遅滞なく公表する」というところに先ほどからの議論でもプロセスも含めた問題があるんじゃないかというふうに考えていまして、審議会が解散ということ、3月いっぱい解散するということになって以降、パブリックコメントにかけるまでの間の期間というのを遅滞なくというふうに考えられるのかどうかということが1つの問題だというふうに私は考えています。

室井委員長 その点については、次に検討したいと思います。今は理由の内容がどの程度であるべきかということについて審議したいと思います。

今の話は、さっき申し上げましたけど、第3のところでもう一回議論したいと思います。

理由の程度、内容はこの程度でどうかということですね。

私が言うべきかどうかわかりませんが、多分詳しく書けと言えば書けるのではないかとは思いますが、それはやっぱり時間とか民主主義にはコストがかかるといいますけども、というような気もするんですけども、一方で専門家的な表現になっているという、そういうことは言った方がいいですね。もし必要ならば、もう少し市民にわかりやすい表現で理由を述べてほしいということは可能かもしれませんが、内容的にどのような形にするかというのはなかなか言いづらいところがありますけど、何かいい案があれば、発言をお願いしたいですが。

土井委員 基本的に申し上げますと、まさにこれは本来の尊重しているかどうかにかかわってくる問題ではないかと思っているんですよ。これだけ変えてしまった、全体として変えてしまっている部分がこれだけあって、そこで理由を書けと言われても、恐らく書けないだろうと思います。本来のまちづくり策定委員会が出した案と大幅に変わってしまっている。条例案そのものがまるっきり変わってしまっていると言っていいような状況になっていますから、あえてそれを理由に書けと言われてたら、尊重せずにこういうふうに書き方だけをというしかないんじゃないかという気がいたしますけれどね。

室井委員長 それは認識の問題で、そこまで完全に変わっているかどうかは、それは個人的な問題があると思うんですが、それはともかく、尊重していないということは一応もう結論づけて言っていますので、今は理由をどこまで求めるかということについての審議ということでご理解いただきたいと思いますが。

水谷委員 私は理由の説明は十分ではないと思っています。先ほど土井委員の方からご指摘があったまちづくり推進会議のところをちょうど私も見てたんですけども、その次のページにも同じように、6ページですけども、当分の間、まちづくりセンターの想定されるものに関しては市でやるから削除しましたという、それだけであって、条例をつかった市民会議の思いというのは、こういうセンターがなければちゃんと機能していかないからこそこの条例の中に盛り込んだはずなのに、役所でやるから削除しましたという一言だけでは、ちょっと余りにも納得がいかないというふうに感じました。

室井委員長 わかりました。提言の内容として、どのような表現にするかということが重要ですね。1つは表現をなるべく市民にわかりやすいようにということがありますね。内容は、なるべく細かく、詳細にということになるんでしょうかね。

土井委員 よろしいでしょうか。

室井委員長 はいどうぞ。

土井委員 例えば、語句修正ならば、これはどういうふうに語句を変えたかというのは非常にわかると思います。ほかの部分につきましては、なぜかということを中心にかなり詳細に説明して

いただかないと、特に削除をしたり、変更をした部分というのは、なぜなのかというその理由についてはかなり具体的に書いていかないとわからないんじゃないかと思います。残念ながら、ここにはそういうことも書かれておりませんので、勝手にやりたくないから削ったのかなと考えるしかないなと思ってますけど。

室井委員長 といったしますと、先ほど表現を市民向けにと申し上げましたが、2番目に、削除あるいは変更があった場合には、具体的な理由を付せよということによろしいですか。

松永委員、どうぞ。

松永委員 一般論でまず考え方を言いたいんですけど、1つはパブリックコメントはどういうものかということになります。

室井委員長 パブリックコメントはまだ言っていないので。

松永委員 少なくともこの市の見解についてですよね。そのことについてのいわゆる2項についての場合なんですけど、一般的にこの理由を考える場合に幾つかあると思うんですね。その1つ、いろいろあるんですけど、1つは意見を取り入れられなかった。または取り入れた。極端にこの2つしかないんですよ。取り入れなかった場合についてはどういうことが理由なのかということなんですか。これは先ほどお話からかいつまんで、パブリックコメントの場合もある程度決まっているわけですね。取り入れた場合と取り入れない場合。これと同じに敷衍して考えるとどうする場合ということになるんですけど、一般的に国が考えている、いわゆる行政が考えているとパブリックコメントの中で意見を取り入れない場合については、1つはまず市の体制が、要するに行政の体制がない場合、それと代替手段がある場合ですね。これに代替手段がある。それとあと、時期として適切かどうかと。一般的にパブリックコメントの反対にするのは大体この3つが主に多いんですよ。ですから、そういう意味で今委員長が言われたように、こういう3つに分類され、どれに該当するのかですよ。市の体制がないのか、代替手段があるのかどうか、それと本来これは実現不可能かどうかとか、そういういろんなそういう意味の分類が必要だという、そういう意味でのあれはあると思います。

室井委員長 なるほど。

はい、どうぞ、土井委員。

土井委員 困った説明が出ました。実は、条例とかそういうものというのはこれからの政策ということにかかわってくる分野もあると思います。とすると、今、松永委員のおっしゃった言い方ですと、今やっていること以外に何もできなくなってしまいます。これは非常にまずいんじゃないかと思っております。それ以前に今お答えになったの、パブリックコメントにお答えになったようでも、実は今議論しているのは、委員会、策定委員会案が出てきて、それがどういうふうに変更されたかという部分について細かい説明をいただきたい。これはほかの委員もおっしゃっていることですが、これをつくってきた過程で市民なり、あるいは策定委員なりというのはかなりいろんな形でいろんな勉強をしながらつくったはずですよ。そういうものに対して、今できないからできないのよという言い方だけではやはりまずい。むしろ、

将来的に例えばどのようにやるということも、あるいはその将来的にも絶対できないとか、その辺の明確な部分というのを出さざるを得ないんじゃないかと思います。ある意味で、条例というのは全体としてのこれからの政策展開というものを規定していくものでもありますから、最初からできないできないという形でやっていけば、現在以上の政策ができないという形になってしまいます。

それと、あと1つ、この点はよくお聞きいただきたいんですけども、先ほども申しましたように、その市民参加という形でいろいろやっているというのは、こういうふうに流動的に世の中が変わっていく中で、市長の4年間の裁量権、その裁量権だけで進められるかどうかということで、いろいろな方たちの意見も入れるというふうな形でつくられたはずでございます。これ裁量権だけでやっていくんでしたら、何も市民参加条例も要らないですし、情報公開条例だって恐らくつくる必要ないでしょう。あくまで、多くの人たちが民主的な形でどれだけ意見が言えて、それがどうやって反映されていくかというプロセスを大切にするとということで、我々もこうやってまさに市民参加推進という形でやっているはずでございますので、その辺だけはお間違いないようにしていただきたいと思います。

室井委員長 尹委員どうぞ。

尹委員 すみません。ちょっと会議が長引きましておくれました。僕ずっとこの尊重という言葉、やっぱり1回基本に戻る必要があると思うんですね。尊重というのは、例えば法律用語で議によってと言え、これはもう決定的なんですね。「議に基づき」と言うと少し決定的になると。「議を経て」なんか言ったらこれはほとんど無視すると、多分「議に基づき」、それから「議を経て」の間ぐらいが尊重だというのが多分僕たちの通常感覚だと思うんですね。もしここで決定的に全部が決まるということになりますと、多分議会、市長、まさに住民が直接選挙権という重いものを持って投票したシステム、これと抵触することもあり得るんじゃないか。したがって、尊重とは何なのかということをしっかりやっぱり考えながら、その範囲でやっぱり条例案に基づき住民が意見を言う。これを超えていくと、多分、この策定委員会、条例に基づいて設置されたこの委員会そのものが僕はどこかで大きな壁にぶつかるんじゃないかとちょっと気にはしているんですね。

したがって、やはり尊重をしたかどうか、つまり議のとおりになるわけではない、そもそもが。しかし、尊重されたかどうか。この辺にもう一度視点を備えて議論をしないとちょっと難しいんじゃないかという気が僕は正直しております。

それだけです。

室井委員長 したがって、市側としては説明責任というのがあって、それが充足される必要があるということになるわけだと思いますが、そのために、松永委員が言われた分類はある意味で有効かなという気がしているんですが、すなわち変わった理由、削除した理由がこれこれだと。4種類か5種類ぐらいあるとおっしゃっていましたが、一応そういう整理をして例えばほかに代替があるとか、市の体制がないとか、時期が尚早であるとかという意味で、説明

責任を果たすためにはそのような分類をして、理由を示していく必要が今後あるんじゃないかということです。その上で、土井委員は内容のことを随分気にされていますが、ここではその内容について、どこまで尊重してやらなきゃいけないかというのは、判断はできないと思うんですね。あくまで、この場合、尊重しなかったところの説明が十分なされているかどうかということをお我々は検証するべきではないかというふうに思うんですね。その意味では、先ほど1つ2つ言いまして、3番目には今松永委員が言われた分類をして理由を示せというのはいい考えじゃないかと思うんです。ほか異論はあるかもしれませんが、そういう形で3項目を整理しましたが、いかがでしょうか。

尹委員 すみません。

室井委員長 はい、どうぞ。

尹委員 ちょっとまだ難色あるかも知れませんが、やはり再度、物すごくポイントになると思われるところがなくなったことに関しては、制度の根幹にかかわるところに関しては少し...。すみません。制度の根幹にかかわるところは、やはり少し説明がやはり必要だとは思いますが。説明責任という観点からも。それ以外に制度の根幹にかかわらないところに関しては、先ほど言ったような分類で明確にさせていただくと。先ほどから出たやっぱりこのまちづくり推進会議とかいうのは、やっぱり大きな目玉と思ってきたところでしょうから、ここらは少し詳細な説明責任を果たさないと尊重したという感じにはちょっとならないかもしれませんね。

室井委員長 わかりました。じゃあ第4番目に制度の根幹にかかわる部分については、詳細な理由を付すべきだという形ですが、いかがでしょうか。

では、理由の内容と程度というよりは、今後の理由付記というか、理由の説明についての4項目、もう一回言っておきますと、表現を市民向けにするというのが第1番目で、2番目は削除、変更は具体的な理由を付してほしいと。3番目は理由を分類して明示してほしい。4番目は制度の根幹については詳細な理由をつけてほしいということですが、今回のこの理由につきましては、条例は第13条第2項は、その理由を遅滞なく公表しなければならないということですが、理由そのものが不十分であるというふうに結論づけてよろしいですか。それとも、理由はあるけれども、その説明の仕方がよくないんじゃないかという形にしますか。同じようなことですかね。そのところは、じゃあペンディングにしながら、さっきのように今後の理由については4項目のような形でやってほしいという形の提言にしましょうか。いいですか。

(異議なし)

室井委員長 じゃあ、そのようにさせていただきます。

では、この2項に関する3番目でございますが、遅滞なく公表したかどうかという点であります。この点で、事実認識としては、整理をするとどういうことだったんでしょうか。つまり、尊重できないという結論に至ってから理由を公表するまでに、どれぐらいの期間があったのかということですが、この間の参考人の説明では、少なくとも委員、何て言うんですかね、まちづくり策定委員会の委員については戸別訪問をして説明しようとし、中には説明したというこ

とございましたが、それでいいのかどうかということですが、事実認識について何かご意見ございますか。

はい、どうぞ。

尹委員 もう一度整理して期間を簡単に教えていただいた方がわかりやすいですね。私前回この部分つかみ切れなかったものですから。

室井委員長 松永委員も前回はいらっしゃらなかったもので、どのような経過でしたでしょうか。

理由の公表で、これが公表されたのはいつですか。この3つのというか、答申案と市長案と変更理由、これが明らかにされたのはいつですかね。これは市長が提案したときですか。

企画課長 パブリックコメントが……。

室井委員長 じゃなくて、パブリックコメントが済んだ後。

では、事務局。

企画課長 3月31日にまちづくり条例策定委員会の方から答申が出まして、最初に理由ということでは、9月5日号の市報にパブリックコメントにつきまして広報しております。

それで、パブリックコメント自体は9月6日から10月6日までということで、ですからその段階で、諮問案とパブリックコメントにかけます条例案についての変更の理由については述べられております。それで、今お手元にお配りしております諮問案と12月議会に出しました条例案とその変更理由につきましては、12月8日にパブリックコメントの結果の公表をホームページ上でやっておりますので、今の部分については12月8日の段階で公表されたということになります。ですから、最初については9月5日の段階で、理由については、最初の分は出たということになります。

室井委員長 はい、ありがとうございます。

ということですが、それ以外に委員さんについては先ほど言いましたように戸別訪問があったということですが、あれはいつごろ行われたんでしたでしょうか。

企画課長 前回の矢部部長の発言の中では、市報に載せるときということで、在宅している方については説明をしたし、いなかった場合についてはポストに入れたというふうにお答えになっていたと思います。

室井委員長 時期はやっぱり9月5日のちょっとぐらい前ということなんですかね。ちょっとその点ははっきりしなかったですね。

企画課長 過去にパブリックコメントをやっていますので、はっきり確認してませんが。

室井委員長 それぐらいに戸別訪問をなさった可能性が高いということですね。わかりました。

というようなことですが、ここでは遅滞なく公表されたかどうかという点につきまして、審議をお願いしたいと思います。

どうぞ、尹委員。

尹委員 多分、公表するというときは、個別に委員に言ったことは多分考慮してはいけないことだと思うんですね。公表する限りには、個別の委員のことではなくて、いつ一般住民が知ったかという時点、それが遅滞なく当たるかどうかという判断すべきだと思います。

室井委員長 はい。そのように普通考えられますが、その点も含めまして、ご意見ございますか。

では、一応戸別訪問は別にして、確かに公表ですから公に発表するということでございますから、市民に向けられて公表されたというのは、9月5日の市報だということであります。そこで、これが遅滞なくかどうかということですが、これも一般論としてはいろいろ言えると思いますが、具体的にどうかとなりますと、なかなか基準づくりがみんな最初の初めてのことから、基準もありませんので、考えなくちゃいけないところですが、この点どういうふうに考えるか、何か意見ございますか。もっとも3月31日に答申が出て、9月5日に変更があったりするということの説明が出たということですが、これは土井委員もさっきから何回も言われていましたけれども、いつごろ変更があったのかというようなこともまあ問題にはなりません。遅滞なくというのは、基本的には市長側が尊重できないという認識を明確に持ち、そこからみんなに説明するということになるかと思うんですけれども。このような期間については、なかなか「なるべく」とか、それぐらいしか言いようがないんですけど、何かいい基準があれば、はい、どうぞ。

松永委員 一般にこの速度をあらわす法令用語としては、「直ちに」「速やかに」「遅滞なく」というこの3種類なんですね。もちろん意味は決まっています、「直ちに」というのはすぐにと、真ん中が「速やかに」と、一番遅いのが「遅滞なく」というような一般に法令用語でも意味が決まっちゃっているんですけど、そういう意味ではこれに言う遅滞なくというのは一番遅い、法令用語では一番遅い範囲なんんですけど、ただ、これはこの諮問が出てからパブリックコメントにかける期間が遅滞なくがそれに合っているかどうか、それは全くわかりません。担当じゃないからね。ただ用語としては、非常にちょっと気になるなという、1つの感想です。以上です。

室井委員長 どうもありがとうございます。この点はそれほど異論はありませんか。まあそれなりに行われたと。はい、どうぞ。

木村委員 水を差すようで大変申しわけない。どうも私、ちょっとこの議論を聞いていて違和感が非常に強いんですが、そもそも尊重されなかったという答申が、答申案が尊重されなかったということを前提にして今議論をしているようなことというのは、全く別個に存在しているものだということじゃないと思うんですね。その答申は尊重されなかったけど、例えば先ほど言ったような市の理由は、理由はまあまあいいと。期間もまあ何とも判断できないけどとかという話をするこの意味というのは正直言ってちょっと私よくわからないんですよ。

室井委員長 それは、条例がそのような仕組みをつくっているということになるかと思うんですね。多分、関心は尊重されなかったかどうかということだとは思いますが、先ほど

尹委員もおっしゃっておられましたけれども、その諮問機関の場合、100%それをさっき、一番最初、私、4つぐらい申し上げましたけれども、尊重の度合いはいろいろあって、それはやむを得ないというのはこの条例の仕組みだと思うんですよ。だから、2項にありますように、尊重できなければその理由を遅滞なく公表することが求められていると。もちろん尊重しなきゃいけないということがありまして、1条でその点は一応けりをつけましたけれども、2項としてはそういう問題だというふうに思われますが、どうぞ。

土井委員 その遅滞なくというところにかかっちゃうとちょっと問題でありまして、先ほど私があえてそのプロセスでどうあったかという部分をお聞きしたのは、あくまでやはり公文書でそういうものが残ってないということ自体が問題なんであって、それ以降の話を遅滞があったかどうか、その理由がどうであったか、その理由そのものというのは、文章上書けば、どんな書き方だってできます。だからそれをどういうふうなプロセスで、だれが、どういうふうな形で決裁をしてきたのかということ自体の方が市民にとっては大切なことでありまして、最終的に説明文章だったらこれだれでも書けますよ。幾つかに分ければ。その部分は余り大きな問題ではないと思っております。

それをどういうふうな、決定権者がどういうふうな形で決定をしてきたのかということが大切なんであって、と同時にあと1つは、策定委員会案というのは、確かに市長の裁量で変えられるということはもちろんあるでしょう。ただし、市長が策定委員会にそういうものを諮問をかけるということ自体は、市の側もいろいろな形で自分たちの原案というものをいろいろ出しているはずでございます。ということは、それに基づいた形で、あるいはそれにプラスよりよいものをつくるという形で議論されているはずですね。ということは、それと全く違ったものを出してくる、あるいはそれと根幹の部分を変えて出してくるということ自体、だから今回は問題になっているんであって、そのプロセスそのものについて明快なところがないと、市民参加もへたたくれもないと私が言っているのはそこでございます。言葉の上で、どういう説明がなされたかどうかということではなくて、あくまで行政というプロセスの中で、そこをブラックボックスにするんじゃなくて、その部分はオープンにしてほしいということを私は申し上げているんです。

室井委員長 それはよくわかるんですが、それは先ほどお話ししたことの中にあるかと思うんですが、そうすると、ここでは遅滞なくということについては、余り重きを置く必要はないと、この会議では認識していいかということでしょうか。

土井委員 すみません。そのことも、今回の具体的なまちづくり条例というものに関してということでありまして、ほかの条例づくり一般に関して、まだその辺が敷衍されるかどうかは私はわかりません。

室井委員長 それはそのとおりですね。今回につきましては、それほど遅滞がなかったというか、余り問題にすべきでは……。この点は提言する必要はないと、今回につきましては。

土井委員 私は意味がないというふうにと言ったつもりなんですけど。

室井委員長 遅滞なくという部分につきまして。じゃあ、この部分の条例を改正しろという提言をしますか。

木村委員 それは先ほど土井委員もおっしゃったように、この案件について言えば、余り意味がないんじゃないかということをつつもりです。

室井委員長 わかりました。ということは、やっぱり今回については、その部分については提言をしなくてもいいだろうということですね。

以上で……。はい、どうぞ。

土井委員 恐らく今議論が二重になり過ぎていたんじゃないかという気がいたします。

1つは今回、まちづくり条例案の提出過程が市民参加条例、あるいは情報公開条例にどういうふうな形で抵触したかしていないかという部分と、あと1つはこれから一般的にどういうふうにやってほしいという、この2つの問題とがちょっとごちゃ混ぜになっていたんじゃないかという気がいたします。

あくまで、1つは今回のまちづくり条例が例えば市長側が条例案、策定委員会を尊重してなかった。そうしたプロセスにおいては非常に不透明であったというふうな形のものが今回出てきたところでありまして、これから別の条例をつくる際には、今回の条例はそこではっきり言えばちょっとおかしいぞということは我々として定義しなきゃいけないかもしれないですけども、これからについてはだからそれを踏まえてという形で別の形の展開になると思います。それを混同させては今まずいんじゃないかなと思います。

室井委員長 この会議の役割というのは適正な運用状況を審議するというもので、その結果、市長に提言をするということですね。提言の前提として尊重がなされていなかったという文言はあっていいかと思いますが、基本的には、しかしながら何らかの提言をするということでありまして、批判ももちろん重要なんですが、批判を踏まえまして、市長に今後とってほしいような措置を提言するのがこの会議の役割ではないかと私は思うんですが、それでよろしいですよ。

土井委員 ちょっとくどいようですけども……。

室井委員長 はい、どうぞ。

土井委員 ごめんなさい、ちょっとくどいようですけども、今後というお話でございしますが、今回のまちづくり条例を今後どういうふうな取り扱いをするのか。それとも、今後出される条例案についてどうするのかというどちらなんでしょうか。今出てきている問題というのは、あくまで今回提案されたまちづくり条例案の提出過程自体がおかしかったんじゃないかということだと思んですけども。

室井委員長 今までは基本的に、指摘のとおり今後のものだったと思いますが、このまちづくり条例について、どうい提言をするかということについては、まだ議論がなされていないんじゃないですかね。その意味では、尊重しろという提言をするということもあり得るでしょうし、今さらもうどうしようもないという、そういう提言はないと思いますが。

できることはさっき申しましたけど、今後のプロセスとかそういうことは申し上げましたけども、今回の案についてどうするかということがこの会議に含まれてないとも言えないと思うんですが、そうですね。20条を見ますと、「この条例の運用状況を審議し、条例の見直しを含め、市民参加と協働を促進するために必要な意見を市長に提言するものとする」ということです。ですから、確かに尊重しろという意見もあれば、それは提言の中に入れていいのかもわかりませんね。では、それは最後に議論することにしましょうか。

パブリックコメントの方がもう一件残っておりますので、そちらにじゃあ移りたいと思いますが、パブリックコメントにつきましては、第15条の第5項でございます。「市は、市民の提言制度の実施結果及びその扱いについて、速やかに公表しなければならない」と、このように書いております。そこで、パブリックコメントが9月6日から10月6日まで行われ、その結果については12月20日号の市報に掲載されたということであります。

ここでも細かいことは結構あるわけでありまして、すなわち速やかにという部分はあるとして、それ以前にその取り扱いについて、実施結果及びその取り扱いについてという部分がございますが、ここでも内容まで踏み込むかどうかであります。この点はいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

土井委員 パブリックコメントの内容そのものには踏み込むつもりございませんけども、例えば、今回の小金井市まちづくり条例案に対するパブリックコメントの検討結果という中をお読みいただくと、その下段の方で、「これらのご意見等を市で整理し」と、これは市は整理できるものなんでしょうか。条例に反映させるべく、恐らく条例に批判的なものだったら反映させるべくというのは余り出てこないと思います。検討を行いましたので、修正結果を含めて市の考え方について公表いたしますということであって、いわば、市民の意見がどういうふうな形でまとまって出てきたかというのが実は分断された形で出てきてしまっております。

これ、先ほどの話ではありませんけども、私たちはいろんなところで文章を書いたときに、編集者がこれはこうだからこういうふうにしちゃうよねというふうな形で編集しちゃいますと、意見がまるっきり変わっちゃうこともあると思うんですよ。果たして、こういうふうな形でパブリックコメントを公表していいのかどうかということをご検討いただければいいかなと思っております。

室井委員長 わかりました。まずじゃあ第一にその点であります。認識はともかく、確かにこれはまとめられているのかもしれませんが、その点ちょっとよくわからないんですが、原文を見ていないので。でもそういう可能性があるとするれば、今後もこのような形式を認めるか、生のもの、生と言ってもプライバシーとか、不適切な表現がある場合、これはもめることではありますよね。政見放送でそのまま報道するかどうかで裁判例もありますけれども、そういう部分は除いて原則としてそのまま公表すべきか、市の方でわかりやすく多分言われると思いますがまとめたものでいいかということですが、土井委員はやっぱ生の方がいいというご意見ですが、ほかの委員の方いかがでしょうか。

はい、どうぞ、松永委員

松永委員 今のご意見なのですが、基本的には生の意見を原則公開するのが基本的にはよろしいのではないかなと思います。ただし、まず時期の問題を含めて、あと公表の問題も考慮して、どのぐらいの意見があるか、例えば数千あったり、または数百、数十と、これによっては扱い方が違うのではないかなというふうなのはちょっと思いますね。

それからあと、プライバシーの問題と、あと誹謗中傷等、これらは当然カットしなければいけないと。その上であえて一番市民にとってわかりやすいような形で、先ほど言いましたように、ある程度の分類は必要なんではないかと。賛成反対含めて、ある程度、また反対の理由含めて、その方が読みやすいのではないかというふうに思います。ですから、ただそうは言っても、いろんなケースがありますので、最終的にはやはりケース・バイ・ケースで対応せざるを得ないなというふうに思っています。

以上です。

室井委員長 今のご意見は、基本的には原則生のままとということですが、例外としては数の問題とか、当然ですがプライバシー、誹謗中傷の部分、さらに一定の分類があった方がいい場合には分類はするということですが、そういう形でいかがでしょうか。よろしいですか。

どうぞ。

尹委員 模範解答というか、それしか多分ないと思うんですけどね。それに生の声をどれほどまでウエートを置くかというのはやっぱり1つのポイントですね。普通は多分これがある意味通常のパブリックコメントの形だと思うんですよ。整理されて、この項目についてはこういうものがあると。

ただ、これもう一つ、通常、そんな割に、今回のこれに関しては、よくぞこれだけパブリックコメントが正直出たなと、僕の感覚からすると数が多いわけですし、多分これがひよっとしたら最大の数だったら生の声を極力反映するというのも不可能ではないんだろうなという気がします。小金井市がどのぐらい住民の皆さんが意見が出るのかわかりませんが、これは多分相当出た部類に入ると私は思いますね。じゃないでしょうかね。事務局の方、これまでの経験からすると。

室井委員長 余り経験がないんじゃないですか、まだ。

尹委員 ああ、そうですか。

室井委員長 生というのは少ないとは思いますが、この会議としては生がいいというのであれば、それはそれでいいかと思います。

じゃあ、そういうことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

室井委員長 では2番目に、速やかに公表しなければならないという点でございますが、この点は「速やかに」と、先ほど松永委員のあれですと真ん中あたりということでございますが、パブリックコメントが10月6日で締め切られて、これだけあってまとめたとすれば、それな

りの時間がかかるということもありますので、この点はそれほど問題にする必要はないでしょうかね。速やかにという点につきましては。

ではやはり、この点の提言といたしましては、情報の公表の仕方について先ほど言った形で提言をするということにしたいと思います。

それでは、先ほど土井委員の方から提案がありました、今回のまちづくり条例案について、当会議として市長の方にどのような提言をするかということであります。

プロセスの問題とか理由の問題、これはもう議論いたしましたので、尊重すべきであるというような話の部分でありますね。そういう提言をするかどうかであります。提言、そうですね。その点いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

尹委員 やっぱりこの間、この条例に関しては参考人という形で来ていただいて述べていただいたり、これほど何回もやっているわけですから、少なくとも相当の、感覚として尊重されてないという実感があるわけなんでしょうね。どこまでが尊重なのかというのは非常に難しいところですが、少なくともそういう声があったと。相当数の声があったということだけでもやはり答申する必要はあるんじゃないかという気がしております。では、具体的にどこが尊重されていないのかと言われると非常に難しいところありますが、ただ、一部で参加した人たちが、諮問委員として参加した人たちが自分の諮問が全く省みられなかったと思う程度であったことは事実なわけですから。何人かがですね。そういうことはやはり伝えた方がいいような気がいたします。

室井委員長 今日開いたのは、次回の議会の方は2月15日、委員会でしたかね、委員会の方は2月15日ということなので、この会議の内容を生かしてほしいということから今日開いたわけありますから、この部分については今、尹委員が言われたように尊重されていないという声が相当強くあったということが1つですが、それ以外に、どのような形でまとめたいでしょうかね。

はい、どうぞ。土井委員。

土井委員 尊重されていなかったのもさることながらということで、先ほどの私、プロセスを非常に言ったのは、市民参加条例に基づいて考えたり、あるいは情報公開条例という形で市民が的確に判断するための材料そのものをそろえないまま出しているということ自体が、今度は第13条第2項に私は抵触するなというふうに考えています。先ほど決裁規定でいろいろ出したといいましたけれども、そういう中で市民にとって市民参加、もしくは行政の中でどのような決定が行われたかというのを知ること自体はまさに市民の権利でもあるわけですから、そのこと自体が行使できない状態になっているということ自体がちょっと問題ではないかなと思ってます。

室井委員長 提言という形ではどういう表現がいいとお考えですか。

土井委員 基本的には、これ、大賀委員に発言していただきたいと思うんですけども、大賀

委員が、この辺で書いてございますけども、余り裏づけのない行為だけで答申が変更されてくる、いわば先ほど決裁は明確にしているとおっしゃいましたけども、そのプロセスが明らかにされない限り、最終的に決裁はどういうふうになされたかということ自体がわからないと市民というのは判断できないわけですから、その部分について、実は条例のいわば提案過程に瑕疵があったというふうに提案せざるを得ない、提言せざるを得ないんじゃないかと思います。

室井委員長 もう一度言ってください。提案……。議会への上程……。

土井委員 議会への上程過程でその辺の、いわば本来行政が整えておくべきことをやっていなかったということ自体が、ある意味でそのプロセスに瑕疵があったというふうに考えざるを得ないのではないかと私は思います。

室井委員長 議会上程のプロセスに瑕疵があったということですか。

土井委員 議会上程といいますか、結局、いわば市民が議会上程に至るまでのそのプロセス、なぜこういうふうになってしまったのかということを確認するためにも、実は確かめようがないという形になっていること自体がこれ、異様な状態ではないかということなんです。普通、答申案があればそこからの変更される過程というのは何らかの形で常に記録に残されて、そのこと自体が公文書になるはずですけども、そのこと自体を出していただきたいという形で申し上げても出てこないということ自体がやはり異様な事態ではないかなというふうに私は考えますが、いかがでしょうか。

室井委員長 はい、どうぞ、大賀委員。

大賀委員 今日は遅れて参加していますけれど、前半の議論を聞いていないのでちょっとかみ合うかどうかわかりませんが、事前に事務局を通して委員長にこの市民参加条例違反についてということで、今回のまちづくり条例の答申案が議会に提出される経過についての市民参加推進会議としての提言の案を皆さんで議論していただきたい。もちろん私も加わって議論したいということを出したものなんですけど、今、土井委員が言いましたように、市民参加というのは単にその答申案に市民の意見が反映されていれば市民参加ができたんだということじゃなくて、市政に市民の意見が反映されているということで初めて市民参加ができたというふうに理解するべきですから、結局その答申案が議会に上程される過程でどのようなプロセスでどういう合理的な理由があって変更されたのかということが市民に明らかにされないまま、例えば答申案で出された条文が削除されるというようなことは、やはりこれは市民参加の条例の趣旨に反するんじゃないかというふうに考えてこのような提言の案をつくった次第なんですけど、今の土井委員の発言の補足というか、今回私が出した提案の説明ということで発言させていただきました。

室井委員長 具体的な提案、提言とすると、「このまちづくり条例案については、策定委員会で専門的に議論された答申を尊重した条例案を作成し、改めて議会に提案すること」というのが大賀委員の提案ということですね。

大賀委員 そうです。

室井委員長 この点、つまりもう一度、今を取り下げて新たにもとの条例案を作成するというのは、もう一回検討し直してもう一回つくるということですか。

大賀委員 要するに、答申が出ているわけですから、その答申を踏まえた形で条例案をつくるべきではないかということです。

室井委員長 はい、わかりました。一応、しかし市の方はそれを踏まえてのめないところはのめないということをつくったと思われませんが、本会議としては、改めて作成をし議会の提案するということを提言したいということですか。

この点はいかがでしょうか。はい、どうぞ。

尹委員 やはり我々自身も単に答申するだけですから、提案はできることはできるでしょうが、ただ、将来のこの委員会、この会議、これを考えるとき、やはりこの本来のあるべき住民参加、まさに議会があって市長があって、なおかつ我々がある意味補完をするという形ですね。もしこれが補完の役割を超えて主になるんだったら議会も市長も要らないわけですから、そこまで踏み越えてやるべきなのかどうなのかというのは、僕たち最初の委員だと思うんですが、我々は、我々の決断で今後の方向が何か大きく左右されるような気がするんですね。ここはやはり本当にこれでいいのかどうなのか慎重に検討する必要があるかと思えます。

室井委員長 はい、どうぞ。

土井委員 私は基本的にはプロセスそのものをしっかりしてもらいたいということなんです。あくまで市民参加、あるいは情報公開条例でないと言われてしまうことは困るわけで、本来ならばそれを前提とした形で文書その他がつくってなければおかしいはずなんです。私はその問題を問題点にしているわけであって、それ以外のことは言っておりません。尹委員が今おっしゃられたことなんですけれども、明らかに市民参加条例、情報公開条例に触れているのではないかと。これはおかしいぞ、そういうつくり方をしてしまっはまずいではないかということと言えるんではないかと思うんですが。

室井委員長 いや、その点はいいいんですけれども、多分大賀委員の提案の中だと思われませんか。すなわち、条例案を作成し、改めて議会に提案することを提言するという部分だと思えますが。

土井委員 そういうプロセス自体を省いてしまった議案がそのまま出されていいのかという問題点が当然あると思います。そういうものは一たん出されてしまうと当然踏襲されかねない形、我々はこれからはしないぞと、これからはしないぞという形であるならば既にある条例は逆に効果を発揮しなかったという形になってしまうもんですから、その部分だけは、私はちょっと気になっております。

木村委員 基本的に十分であったかどうかは別として尊重されなかったということ的前提にして考えれば、じゃあ、尊重するためにはどうするかというふうにやっぱり考える必要があると思うんですよね。ですから、そういう意味で本来なら、それが本来かどうかは別にしてパブリックコメントにかける前にどういう内容でパブリックコメントにかけるか。パブリックコメ

ントを集約した結果どういうものを上提案にすることまで含めて審議会を継続して議論していくようなことにしておけばもう少し違うスタイルのものになったんじゃないかなというふうに思うんですが、それは結果論ですから、結果としてそういう過程を経て尊重されてないというふうにするのであれば、私は大賀委員が言うような形で1回戻して改めて出すようなことにする必要はあるんじゃないかなというふうに考えます。

松永委員 先ほどから基本的にいわゆるこの答申が尊重されているかどうかということが最大の、大きな問題だと思うんですが、私自身も尊重されてないというか、答申と違う部分で市長が上げてきたというところがある、これはそのとおりだと思いますが、ただ、それでもってすべて取り下げるということではないと思います。現に市民代表で市議会にも諮って市議会で議論していますから、その議論を踏まえて進んでいるということで理解しています。

以上です。

室井委員長 はい、どうぞ。

土井委員 とすると、途中で条例に引っかかるようなことをやっても市議会にかけてしまえば構わないということでございますでしょうか。

松永委員 いや、それも含めて市議会に判断がゆだねられておりますので、市議会の中の議論で一定の方向性が見出せるものと思っています。

以上です。

室井委員長 はい、どうぞ。

土井委員 私たち、市民参加推進会議はその辺のチェックということもすることになっているはずでございます。ということ自体が、それではあくまで強引に通せばそのままでもいいという考え方でいらっしゃいますか。とにかく、一たん出してしまえば、後は市議会に任せてしまえばよろしいということでございましょうか。

大賀委員 よろしいでしょうか。

室井委員長 どうぞ。

松永委員 少なくとも市長の附属機関として、自治法上に定められている附属機関として市議会、委員会等が設けられております。しかも諮問して答申と、そういう手続でもって法的には市議会に、例えば条例だったら条例で市議会にかけるという手続がありますね。ですから、その中で少なくとも現在市議会にかけられて議論している最中ですから、そこで例えば仮にこの答申と策定委員会の意見が違ったとしても、それらを含めて議会での一定の判断がなされるというふうに思っています。

以上です。

室井委員長 また同じような内容ですか。

土井委員 はい、趣旨が違うのですが。

室井委員長 はい、どうぞ。では、土井委員、どうぞ。

土井委員 はっきり申し上げて市民参加条例、情報公開条例に疑義があるということは我々

は大いに主張していいと思います。それを前提とした形で議会で議論していただければいいんじゃないですか。

室井委員長 そういう提言だったらできると思いますけど。大賀委員、どうぞ。

大賀委員 別にこの会議の提言が別に議会の議論を左右するというか、それに、何て言うんですか、議会の議論を何か制約するような答申を出す、議会に対して出すわけじゃありませんから、市長に対してそういう、ここの推進会議としての提言をするわけですから、そういう観点からすれば、別に問題ないんじゃないかというふうに私は考えるんですけども。

室井委員長 まあ、そういう意見もございますけれども、今既に、しかしもう一たんかかってしまってるわけですよ。議会もそれなりに関与し始めているという状況で、市長に対してであれ、このような、もう一回作成して改めて議会に提案することって、多分そういう提言をしてもあまり実効性はないんじゃないかという気がするんですが、その意味では尹先生が言われたように最初からそういう形で提言をするというのはどうかということはあるかなと思いますが、いずれにせよ皆さんのご意見がそういうことであれば、私はどちらでも構いませんけれども。もう少し柔軟なというんで言うと、市長の方から議会に対して答申案の方の尊重を要請してもらおうとか、そういうことはできるかもわからないですね。

尹委員 それはどういうやり方で市長に。

室井委員長 だから、この案は両方出ているわけですよ。市長がどうするかは別ですよ。この会議としては市長がこの答申案と違う部分のものが出されているので答申案を尊重すべきだということを推進会議から、この推進会議から提言されて、じゃあそのような配慮をしてほしいということは言えるということですね。

はい、どうぞ。

大賀委員 その配慮というの中身を具体的にこういう形で提言するということが問題だということですか。「配慮」という言葉に置きかえた方がいいということですか。中身をはっきりこういうふうに言わずに。

室井委員長 大賀委員のは……。

大賀委員 ちょっと今の意見の趣旨、意見というか発言の趣旨がわからない。

室井委員長 大賀委員のは極めて明確ですよ。もう一度出せとおっしゃっているわけですから、そこは多分非常に難しいかなという判断をする……。

大賀委員 出せという命令ではなくて、出し直すべきだという提言なんで……。

室井委員長 それはわかっているんですけども。

大賀委員 出せという言い方をされると、何か私の趣旨が曲解されているように思うんですが。

室井委員長 そうですか。じゃあ、出さなくてもいいという前提ですか。

大賀委員 そんなことない。

室井委員長 そうじゃないですよ。

土井委員 すみません、くどいようですが、そのプロセスの中でいろんなものを記録しなかったということ自体はもう明らかにこれは市側の落ち度と私は思っております。市民参加とか情報公開という形のもを一たん条例で決めた限りはそれが整わない形で条例を上程してしまうこと自体が、やはりそこ自体はやはりおかしいなと思います。我々がもしも、例えば税務署に対して、そここのところなかったのよね、それで勘弁してよということに通るかどうかです。それで通してくださるならば私もそれで結構ですよと言いますけれども、恐らくそれはならないでしょうね。

室井委員長 そろそろまとめたいんですが、提言としては大賀委員のような表現でいいか、もう少しソフトでいくかということですが、いかがでしょうかね。これは決のとり方とか何か、決まりはございましたか。運営については別に定める。

じゃあ、事務局の方でお願いします。

企画課長 市民参加条例の施行規則第21条に、市民参加推進会議の運営ということで「推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる」ということになっております。

室井委員長 なるほど。どうもありがとうございました。ということではありますが、時間が余りないので、今2つの案があるというふうに整理しましたけれども、それ以外の案もごきますでしょうか。

はい、どうぞ。

松永委員 先ほどの繰り返しになってしまうんですが、市議会にかけられて委員会に付託されて議論、一定進んでます。したがって、それらの議論ある程度市議会という公の場で、市民から選出された議員さんの中で一定の、この答申も含めて、パブリックコメントの結果も含めて一定の議論をしていただきたいというふうに思っています。

室井委員長 そのような提言を市長にするということですか。

じゃあ、その案と、大体さっき言ったのと同じですよ。それから、大賀委員のように提言として、もう一度条例案を作成し、改めて議会に提案するというのを提言するというのですが、この2つの案で決をとってよろしいですか。いいですか。

(異議なし)

室井委員長 それでは、大賀委員の方を第1案、松永委員というか、もう少し緩和した形で今の条例案に策定委員会の案を取り入れて議会で審議するよう市長に働きかける、そういう提言の方を第2案としまして、それでは、決をとりたいと思います。

決の方法は挙手でよろしいですか。では、第1案の方の方、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

室井委員長 では、第2案の方の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

室井委員長 可否同数ということになりますね。そうしますと、私ので決まってしまうとい

うことですが、私は先ほど申し上げたようにもう少しソフトな方と考えておりましたので、申しわけありませんが、では第2案の方で提言をさせていただくということで結論としたいと思います。

では、これで一応このまちづくり条例案についてはおしまいですが、それで、時間が余りないんですが、報告事項というか、前回の提言……、その前に今回の提言についてまとめてくださる人を決めなくてははいけません。前回は土井委員がやっていただいた、大賀委員でしたっけ、土井委員ですよ。なので、どなたか、これを引き受けてくださる方いませんか。いないようであります。しかし、これは2月15日までに出すように急ぐ必要があるわけですから、もしいらっしゃらないようでしたら事務局の方につくってもらって皆さんにお送りして異論がなければ出すという形でもよろしいですか。いいですか。

(異議なし)

室井委員長 じゃあ、申しわけないんですが、事務局の方よろしいですか。では、そのよう
にお願いをいたします。

それで、これは2月15日といってもその前に出さなくちゃいけないので、では、なるべく早くお願いしますね。

それから、前回の提言についてということでありまして、お手元に資料が行っているかと思
います。これについて諮っておきたいのでありますが、事務局の方でこれお願いいたします。

企画課長 市民参加条例の第20条第1項に基づきまして「附属機関等の委員への市議会議
員の就任について」ということで、昨年11月28日付で本推進会議の方から市長に提言を
行いました。11月30日付で市議会議長に対しましては写しを参考送付をいたしました。そ
れで、そのほかに提言にあります国民健康保険運営協議会、それから都市計画審議会の事業の
担当課の方に提言に対する対応ということで照会をいたしまして、その結果を受け提言に対
する市長の意見を決定いたしました。市長の意見につきましてはお手元のとおりでございます。
それで、条例の第20条第2項で提言及び市長の意見の公表ということがございますので、今
年の1月1日号の市報及びホームページでこの内容につきましては市民の皆様にお知らせを
しております。

以上でございます。

室井委員長 この件につき、何か質疑等ございますか。よろしいですか。

(なし)

室井委員長 では、この件につきましては承認されたものといたしたいと思います。

時間がございませんので、その他については今日は難しいかと思しますので、次の問題は次
回の日程でございます。それにつきまして事務局の方から説明をお願いします。

企画課長 今年度につきましては回数が、予算の方が既にごございませんので、次回は18年、
今年の4月か5月ということで日程を決めていただきたいと思います。

室井委員長 4月か5月ということで、大分先のことにはなりますが、4月、5月という

ゴールデンウィークがあります。その前がいいですか、後がいいでしょうか。どっちかと言うと後でしょうかね、やはり。前より後がいいですね。どうでしょうか。皆様も予定がまだ未定の方いらっしゃると思うんですが、例えば5月10日の水曜日はいかがでしょうか。よろしいですか、いいですか。

(異議なし)

室井委員長 じゃあ、5月10日の水曜日で6時でよろしいですか。

(異議なし)

室井委員長 じゃあ、6時ということで。

今年度、本当は2回ということだったのでありますが、4回も開催をいたしまして、大変活発な会議になっておりますが、今年度はこれでおしまいということで、またでは来年度ということで、よろしく願いいたします。

では、今日はこれで終わりにしたいと思います。どうもお疲れさまでした。

(午後8時30分閉会)

平成18年1月18日

小金井市長
稲葉孝彦様

小金井市市民参加推進会議
委員長 室井敬司

資料の提出について（依頼）

このことについて、御多忙のところ恐縮ですが当市民参加推進会議の審議のため、市民参加条例施行規則第21条第4項の規定に基づき下記のとおり資料の提出をお願いいたします。

記

- 1 提出を求める資料
（仮称）小金井市まちづくり条例策定委員会が答申した（仮称）小金井市まちづくり条例（案）が、市案の（仮称）小金井市まちづくり条例（案）に至る過程の担当課等の会議録
- 2 提出期限
平成18年1月25日（水）
- 3 提出先
企画課企画調整係
内線 2103

事 務 連 絡

平成 1 8 年 1 月 2 4 日

小金井市市民参加推進会議

委員長 室 井 敬 司 様

小金井市長

稲 葉 孝 彦

(公印省略)

資料の提出について(回答)

日頃より、本市行政運営にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、平成 1 8 年 1 月 1 8 日付け文書にて提出依頼を受けました標記につきましては、下記理由により該当する会議録が存在しないため提出することができませんので、ご了解いただけますようお願いいたします。

記

1 提出ができない理由

議案(市案の(仮称)小金井市まちづくり条例(案))に至る調整については、関係課の起案書合議による決裁方式等を用いた意思決定・決裁処理を行ったため、会議を開催しておらず会議録が存在しないことによる。